

# 分会情報

J R 東海労大阪第一車両所分会  
No.608 2007.11.2  
発行責任者 小林 國博  
編集責任者 教 宣 部

## 東海ユニオン指導部は やはり会社の代弁者！

会社の代弁者である東海ユニオン指導部は、10月26日付の東海ユニオンの組織情報 No. 540で「海労家宅捜査 その8 窃取は事実だった！！」と情報を出して、先頃の東海労組合員に対する会社のデッチ上げによる不当解雇処分を正当化しようとは何か必死になっている。

その「窃取は事実だった」という根拠として、会社に事実関係の公表を求めた結果、会社が「防犯カメラ及びコピー機の履歴から、海労名古屋地本業務部長が、内部文書を窃取したことが明らかになった」としている。しかし、その防犯カメラ及びコピー機の履歴がどのようなであったかなど具体的なことは一切明らかにしていない。

そもそも、そのような窃取の証拠があるのなら警察が家宅捜査・4回もの事情聴取等々を行いながら逮捕もできなかったことをどう言うのであろうか？そして、検察もいまだに起訴すらしていないのである。にもかかわらず事実だったという東海ユニオン指導部は何者なのであろう！？警察が逮捕すらできないのにもかかわらず、なりふりかまわず不当解雇処分を発した会社と同じ穴の貉（むじな）としか言えません。

### 東海ユニオンは、労働組合なの！？

今回の事態は、警察も逮捕できないほどの証拠しかなく、勝手に会社が不当な疑いをかけているだけのものであり、「疑わしきは罰せず」とする一般常識を大きく逸脱した暴挙を会社が行ったのである。それを下支えしようとする東海ユニオン指導部は同類であり、彼らが指導する以上東海ユニオンはとても労働組合と言えない。

また、東海ユニオン指導部は、組織情報 No. 534で、私たち東海労大一両分会を「本部機関決定もないまま・・・」闘いを決定し・・・暴走していると、訳のわからぬ批判を展開しているが、そもそも私たち東海労本部の闘争指令を全て把握しているとも言うのだろうか？私たち大一両分会は本部の指示により、分会としての闘争方針を確立したまでのこと、現場の分会単位の闘いの積み上げが本部の闘いになっていくのであることは言うまでもないことです。なによりも同組織情報がユニオン掲示板から「あっ」という間もないくらいに？掲示板から外されたことが、おかしい情報であることを現場のユニオン自身がわかっているのでしょうか！？

そもそも労働組合の第一義とは何か、もちろん誰もが知っているとおりに「組合員の雇用を守ること」が一番なのは当たり前のことである。従って、東海労は当然のこととして「スト権」を確立して闘っているのである。